

**救援活動における航空機からの物件投下の届出等に関する  
法手続の弾力的な運用について**

平成 23 年 3 月 17 日  
国土交通省航空局技術部運航課

東北地方太平洋沖地震の被災地への救援物資の速やかな輸送を図るため、救援活動に従事する航空機から緊急援助物資を投下する際、航空法第 89 条ただし書の規定により必要となる届出等に関する事務処理については、以下のとおり弾力的に運用するとともに、この旨関係機関及び関係団体に通知しました。

1. 原則として文書による届出を求めてきたところ、救援活動に従事する航空機から物件の投下を行う場合には、電話による連絡をもって取り扱うものとする。
2. 物件の投下を反復して行う場合には原則として 15 日毎の届出を求めてきたところ、警察、消防等の公共機関の航空機及び当該公共機関の依頼により救援活動に従事する航空機から物件の投下を行う場合には、救援活動が長期かつ広範囲に及ぶことも想定されることから、当該救援活動期間における物件の投下について、具体的な回数又は場所を特定しない包括的な届出をすることができることとする。
3. 2. 以外の航空機であっても、今回の救援活動での実績等により安全上問題ないと判別される場合には、当該救援活動期間における物件の投下について、必要な範囲内において、具体的な回数又は場所を特定しない包括的な届出をすることができることとする。

※ 自衛隊の航空機については、自衛隊法の規定により、物件の投下の届出が不要とされています。

なお、上記の措置に加え、物件の投下を行う際には通常必要となる「空港以外の場所での離着陸の許可（航空法第 79 条ただし書）」及び「最低安全高度以下の飛行の許可（航空法第 81 条ただし書）」に関しても、具体的な回数又は場所を特定しない包括的な許可手続を行うことができることとするなど、弾力的な運用を図ることとします。

**【問合せ先】**

国土交通省航空局技術部運航課

九鬼（くき）・清水（しみず）

連絡先：03-5253-8111（内線 50102・50104）

03-5253-8731（直通）